

経税部
だより

贈与税制度の概要と 相続税対策としての活用方法

税理士 黒岩 哲夫

はじめに

そもそも贈与とは、民法上、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方と与える意思を表示し、相手方が受諾することによってその効力が生ずる。と規定されている(民法549条)。従って、贈与が行われた事実を証明できる客観的な一定の書類等を揃えておくことが必要となる。

暦年贈与の活用

①贈与税は、贈与者の各相続人及び孫など受贈者ごとに年間110万円

表1 相続税の速算表—2015(平成27)年1月1日以降相続開始分

法定相続分に依る各人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

表2 贈与税(暦年課税)の速算表—2015(平成27)年以降分
①20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率(特例税率)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超 400万円以下	15%	10万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

② ①以外の贈与の税率(一般税率)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円
1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

策としては有効である。

②2015(平成27)年

1月1日以後の贈与について、贈与者である直系尊属から贈与を受けた年の1月1日において20歳以上のものが財産を受け、その財産を相続税の課税価格に加算の上、相続税を計算し、加算された財産

相続時精算課税制度の適用

③相続人が、最低限の相続分を相続することができ、遺留分を考慮し、贈与を執行する。この場合、民法で遺留分が認められるのは配偶者・子・父母や祖父母で、兄弟姉妹には遺留分は認められない

④この制度は2015(平成27)年1月1日以降の贈与について、次の

い。

④相続または遺贈により

財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与により財産を受けているときは、その財産を相続税の課税価格に加算の上、相続税を計算し、加算された財産

に係る贈与税は相続税額から控除する。

⑤贈与を執行する場合、

例えは、10年間毎年同額の贈与を行った場合、最初から定期贈与とみなされる可能性があるため、同額の贈与は避けたい方がベターである。

1日において20歳以上である者。

②贈与財産に特に制限はなく、金銭・株式(出資持分含む)・不動産など回数や年度ごとに分けても差し支えない。

③この制度の非課税枠は、父母・祖父母・各々につき2500万円、

2500万円超の部分は

一律20%の税率で受贈者に贈与税が課税される。④贈与者に相続が発生した場合には、この制度の適用贈与財産は相続財産に算入され、相続税を計算し、すでに支払った贈与税があればこれを控除する。

配偶者控除の特例

①適用要件
②婚姻期間が20年以上の配偶者からの贈与である。

③贈与財産が、居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭であること。

④贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与を受けた居住用不動産に受贈者が実際に住居していること。

⑤その他留意すべき点
①相続財産に含まれる贈与者については、贈与をした年の1月1日において原則として60歳以上の直系尊属、②受贈者については、贈与者の推定相続人である直系尊属のうち贈与を受けた年の1月

た財産(収益物件)を有効活用することにより受贈者の財産が増えれば、一定の効果があると思われる。

③この制度の特例を受ける場合は、贈与を受けた翌年の3月15日までに贈与税の申告と合わせて

この制度を利用する贈与者間では、年間100万円の基礎控除はできなくなる。

結婚・子育て資金の一括贈与の特例

①適用期間2015(平成27)年4月1日から2019(平成31)年までの間に、直系尊属が金融機関に20歳以上50歳未満の子または孫の名義の口座を開設し、合わせて資金の非課税の特例申告書を提出する等一定の要件を満たす場合に、結婚・子育て資金に充てるため受贈者ごとに一括で100万円までの金額を拠出した場合(結婚に際しての費用については300万円を限度)は、贈与税の課税価格に算入されない。

②受贈者が50歳に達した時点でこの口座は終了し、残額があればその年の贈与税の課税価格に算入される。

住宅取得等資金贈与の特例

①対象適用期間は、2015(平成27)年1月1日から2021(平成33)年12月31日までの間に直系尊属(父母・祖父母等)からの住宅資金贈与で、受贈者(直系尊属)の年齢が贈与を受けた年の1月1日現在20歳以上の者で、かつ贈与を受けた年の受贈者の合計所得金額が2000万円以下であることなど、一定の要件を満たす場合。

②家屋の新築購入等の契約年月日により、消費税率10%適用の契約、消費税率10%以外適用の契約ごとに、かつ省エネ等住宅用家屋か一般住宅かの

区分によりその他一定の要件を満たす場合には、受贈者ごとに非課税限度額が各々300万円から3000万円となり、暦年贈与と併用可能なので、基礎控除110万円と合わせて最大3110万円までは非課税となる。

③その他留意事項として、贈与の年の翌年3月15日までに取得し、自己の居住用に供し、または、同日後遅滞なく居住することが確実に認められる場合が要件になっているので、契約・資金贈与・取得の時期を事前によく検討の上実施する。

結婚・子育て資金の一括贈与の特例

①適用期間2015(平成27)年4月1日から2019(平成31)年までの間に、直系尊属が金融機関に20歳以上50歳未満の子または孫の名義の口座を開設し、合わせて資金の非課税の特例申告書を提出する等一定の要件を満たす場合に、結婚・子育て資金に充てるため受贈者ごとに一括で100万円までの金額を拠出した場合(結婚に際しての費用については300万円を限度)は、贈与税の課税価格に算入されない。

②受贈者が50歳に達した時点でこの口座は終了し、残額があればその年の贈与税の課税価格に算入される。

扶養義務者相互間における生活費等の非課税

扶養義務者間において生活費または教育費に充てるため必要な必要金額が、贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるものは、非課税となる。但し、一括贈与の場合は課税。

①2013(平成25)年4月1日〜2019(平成31)年までの間に、贈与者である直系尊属(父母又は祖父母)が金融機関に受贈者である30歳未満の子・孫名義の口座を開設し、教育資金を一括して拠出し、受贈者ごとに1500万円(学校以外の学費や習い事などへの

教育資金一括贈与の特例

②教育資金とは、学校等に直接支払われる入学金・授業料その他の金銭をいう。

③受贈者が30歳に達する日に口座は終了し、使用残しがあれば残額に対して贈与税が課税される。

以上、相続税対策として一般的に必要の説明にとどめておくので、実行願いたい。(終わり)

される場合は、十分検討の上誤りないように実施願いたい。(終わり)